

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は

名 称 株式会社微生物化学研究所

製造所の

所 在 地 京都府宇治市槇島町二十四16番地

製造所の

名 称 株式会社微生物化学研究所

許 可 の

区 分 動物用医薬品等取締規則第12条第1項第1号の区分

許 可 の

有効期間 令和2年6月29日から

令和7年6月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓

